

一定の規模以上の土地の形質の変更時の手続きについて

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000m²以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地にあつては、900m²以上）の土地の形質の変更をしようとする者は、工事に着手する日の30日前までに市に届出が必要です。また、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準に該当すると市長が認められるときは、土壤汚染状況調査を実施し、報告が必要です。

なお、対象地に神奈川県生活環境の保全等に関する条例第59条第1項に規定する特定有害物質使用事業所が含まれる場合は、同条例に基づく届出が必要となることがあります。

1 届出義務の対象となる土地の形質の変更

土地の形質の変更の部分の面積の合計が**3,000m²以上**（有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場にあつては、**900m²以上**）となる行為です。ただし、次に掲げる行為については、届出は不要です。

- (1) 盛土のみである場合（掘削部がない場合）
- (2) 土壤を区域外へ搬出せず、土壤の飛散又は流出を伴わない形質変更であり、最深部が50cm未満である行為
- (3) 農業を営むために通常行われる行為であつて、土壤を区域外へ搬出しない行為
- (4) 林業の用に供する作業路網の整備であつて、土壤を区域外へ搬出しない行為
- (5) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (6) 都道府県知事が調査した結果、基準不適合土壤が存在するおそれがない又は基準不適合土壤が存在しないとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

2 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者（その施行に関する計画の内容を決定する者）

3 届出の際の書類（正副各1部）

- (1) 様式第六（押印がない場合は、本人確認の書類を提示）
- (2) 案内図
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図（掘削部と盛土部を区別して表示）
- (4) 変更対象となる筆の一覧表（様式第六に記載しきれない場合）
- (5) 公図（形質変更範囲等を表示）
- (6) 登記事項証明書（コピー可、インターネット登記情報提供サービスにより入手したものも可）
- (7) 土壤汚染状況調査の結果（任意・様式第七）※
※ 土壤汚染状況調査の結果の提出があり、不備等がなかった場合には、法第4条第3項の土壤汚染状況調査の結果の報告の命令の対象となりません。

4 届出義務の履行期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

5 土壤汚染のおそれを判断する基準（土壤汚染対策法施行規則第26条）

- (1) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有基準に適合しないことが明らかである土地
- (2) 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- (3) 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理していた土地
- (4) 特定有害物質を貯蔵し、又は保管されていた土地
- (5) 上記(2)～(4)と同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地

6 提出先

- (1) 緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区
環境保全課（中央区中央2-11-15） 042-769-8241（直通）
- (2) 緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区
津久井地域環境課（緑区中野633） 042-780-1404（直通）